

安城市医療・介護・福祉ネットワーク  
「サルビー見守りネット」  
利用規約  
(IIJ 版電子@連絡帳)

# 第一章 総則

## (目的)

第1条 本規約は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」の利用に関し、必要な事項を定めることにより、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規約において、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」（以下、「サルビー見守りネット」という。）とは、安城市内で医療や介護等を受ける療養者のプライバシー保護を厳重に図りながら、療養者情報の一部について参加機関を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報をもとに多職種連携を図り、療養者に質の高い医療・介護サービス等を提供すること、また、療養者情報から切り離された「プロジェクト機能」を活用し、多職種間の研修、スキルアップ、情報交換、事務連絡等の情報共有を行い、顔の見える関係づくりを積極的に促進することを目的とした仕組みを提供するものと定義する。

## (サービス内容)

第3条 サルビー見守りネットは、次のサービスを提供する。

- (1) サルビー見守りネットを利用する参加機関相互間で電子@連絡帳システムを用いて、参加機関への受診時や治療歴の情報、治療経過やその効果、薬の重複投与の防止、種々の検査データなどを共有するサービス
- (2) サルビー見守りネットの参加機関の情報等及びサルビー見守りネットの利用者に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他第1条の達成に必要なサービス

2 前項のサルビー見守りネットの機能については、別紙1のとおりである。

## (サービスの運営)

第4条 前条第1項に定めるサービスの運営は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）が行う。

2 前項のサービスの運営において、サルビー見守りネットのシステムの運用管理その他サービスの運用管理に関する業務は、協議会の事務局である安城市（以下、「サービス運用者」という。）が行う。

## (システムの運用管理)

第5条 サービス運用者は、サルビー見守りネットのシステムの運用管理を、運用・保守サービスに係る委託契約事業者（以下、「契約事業者」という。）に委託することができる。

2 契約事業者は、本規約及び別に定める仕様書に基づき、サルビー見守りネットのシステムの運用管理を行うものとする。

## (療養者)

第6条 サルビー見守りネットを利用して情報を共有する療養者の範囲は、安城市内に在住の者とする。

## 第二章 利用に関する事柄等

### (利用施設)

第7条 サルビー見守りネットを利用することができる機関、機関に属する施設、施設及び事業所（以下、「施設等」という。）は、次の各号に掲げる協議会にその施設代表者が属する施設等の他、安城市内の介護保険サービス事業所（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などをいう。）、安城市地域包括支援センター、安城市、安城市社会福祉協議会及びその他協議会で認められた施設等（以下、「利用施設」という。）とする。

（1）安城市医師会

（2）安城市歯科医師会

（3）安城市薬剤師会

2 利用施設においては、サルビー見守りネットに関する責任者（以下、「施設責任者」という。）を置かなければならない。

3 施設責任者は、次条に規定する当該施設に属するシステム利用者の運用に関して全ての責務を負う。

### (システム利用者)

第8条 サルビー見守りネットを利用することができる者は、利用施設に属し、次条第2項により専用のシステム利用者識別番号を付与された者（以下、「システム利用者」という。）とする。

### (利用登録申請及びシステム利用者の設定)

第9条 施設責任者は、サービス運用者に「サルビー見守りネットの利用登録に係る誓約書」（様式第1）を提出のうえ、ポータルサイトから利用登録申請を行う。

2 サービス運用者より登録の承認を受けた施設責任者又はサービス運用者は、ポータルサイトの利用者管理システム等を使用して、サルビー見守りネットの利用を行おうとする者ごとに専用のシステム利用者識別番号（以下、「ユーザーID」という。）及び暗証番号（以下、「パスワード」という。）の付与を行う。

3 前項に規定するユーザーID 及びパスワードの付与にあたり、サルビー見守りネットの利用を行おうとする者は、「サルビー見守りネットの利用に係る誓約書」（様式第2）を施設責任者に提出しなければならない。

4 システム利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、定期的に変更するものとする。

### (事業所内における周知)

第10条 利用施設は、サルビー見守りネットを利用していいる旨を事業所内に掲示するなどして、療養者及びその家族への周知に努めなければならない。

### (利用環境の整備)

第11条 利用施設は、サルビー見守りネットを利用するため必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器、接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 前項の規定における機器、その仕様等については、ポータルサイト等に掲載するとおりとする。

(登録内容の変更等)

第12条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用して、速やかに登録内容の変更等を行わなければならない。

(利用登録の廃止)

第13条 利用施設においてサルビー見守りネットの登録を廃止する場合は、施設責任者は、ポータルサイトからサービス運用者に対して利用廃止申請を行う。サービス運用者は、申請に基づいて必要な廃止手続きを行う。

(システム利用者のユーザーID及びパスワードの再発行)

第14条 システム利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、速やかに施設責任者にその旨を連絡し、施設責任者はその責任において、再発行をすることができる。

2 前項の場合において、手続きが困難な場合には、施設責任者の責任のもと、サービス運用者へ当該ユーザーIDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

(利用上の注意)

第15条 施設責任者及びシステム利用者は、本規約に定める事項に従い、サルビー見守りネットを利用するものとする。

2 施設責任者及びシステム利用者が、サルビー見守りネットを利用した場合、本規約に同意したものとみなす。

(利用に関する問い合わせ)

第16条 システム利用者は、サルビー見守りネットの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、サービス運用者に問い合わせることができる。

### 第三章 サービス内容

#### 第一節 電子@連絡帳システム

(連携方法)

第17条 システム利用者が、サルビー見守りネットによって共有した情報は、ストレージ領域に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ内容にアクセスすることができる。

2 内容の確認をするシステム利用者は、システム利用者毎に配布しているユーザーID及びパスワードによりサルビー見守りネットのシステムにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(療養者の同意)

第18条 安城市地域包括支援センター職員、かかりつけ医、ケアマネジャー等は、サルビー見守りネ

ットを利用して療養者に関する情報を他のシステム利用者と共有する場合は、別紙2を用いて療養者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

- 2 サルビー見守りネットに保管された情報について、療養者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、当該システム利用者はこれに応じなければならない。
- 3 前項の削除の申し出を受けた場合は、システム利用者がサルビー見守りネットのシステムで所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

#### （利用施設間の契約）

第19条 サルビー見守りネットのシステム利用者が他のシステム利用者に対して、医用画像データ、療養者情報の一部等を送信し、その支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設間の個別の契約により定めるものとする。

#### （診断支援等の責任）

第20条 システム利用者が、サルビー見守りネットを利用し支援依頼を行った場合は、他のシステム利用者から受けた遠隔診断、セカンドオピニオン、診療情報の提供などの診断支援結果の採否は、依頼を行ったシステム利用者が自らの責任において行うものとする。

- 2 前項に関して、依頼を行ったシステム利用者と当該療養者又は第三者との間の紛争及び依頼を行ったシステム利用者と支援を行ったシステム利用者との間の紛争について、協議会、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わない。

#### （連携情報の保管期間）

第21条 サルビー見守りネットによって連携された情報は、サルビー見守りネットのシステムへの投稿がなされた日から起算して5年間の保管をする。ただし、安城市と契約事業者の契約がある限りとする。

- 2 システム利用者は、前項の当該情報を表示できるものとする。

#### （共有する情報の取扱い）

第22条 サルビー見守りネットにより共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。

- 2 診療情報の原本については、サルビー見守りネットは取り扱わないものとし、システム利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。
- 3 サルビー見守りネットが取り扱う診療情報の内容について、協議会、サービス運用者及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

## 第二節 ポータルサイトサービス

#### （公開する情報）

第23条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、サルビー見守りネットの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

#### （利用施設情報の公開）

第24条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、協議会で検討する。

- 2 利用施設は、第9条に規定するサルビー見守りネットの利用登録申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの施設等の情報を提供するものとする。
- 3 利用施設は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。
- 4 ポータルサイトで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

(システム利用者限定の情報)

第25条 システム利用者のみが閲覧できる情報は、サービス運用者がシステム利用者のみに通知したい情報及び第一節に規定した情報とする。

- 2 サービス運用者は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第26条 サービス運用者は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

## 第四章 サルビー見守りネットの運用

(ユーザーID及びパスワードの管理運用)

第27条 システム利用者は、施設責任者又はサービス運用者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理については、一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードによりサルビー見守りネット上でなされた一切の行為及びその結果については、システム利用者がその責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として療養者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、システム利用者は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(機密保持の責任及び法令遵守)

第28条 施設責任者及びサービス運用者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、システム利用者の責任を明確にするとともに、システム利用者に機密保持の責任を持たせるものとする。

- 2 施設責任者及びシステム利用者は、サルビー見守りネットの利用申請と同時に、サルビー見守りネットで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
- 3 施設責任者及びシステム利用者は、サルビー見守りネットで取り扱う情報について、個人情報保護法及び安城市個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(システム利用者の教育)

第29条 システム利用者が本規約及び諸規程を遵守するため、施設責任者は、原則として、システム利用者へのセキュリティ教育を定期的に（年1回程度）実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要な都度、実施するものとする。

- 2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力をを行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第30条 システム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、

独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて、サービス運用者は契約事業者へ報告を行うものとする。

- 2 サービス運用者は、前項の報告を受けた際、その旨を協議会に報告し、協議会は必要に応じ、事故防止の対策を検討するものとする。
- 3 契約事業者は、サービス運用者からの要請に基づき、施設責任者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力をを行うものとし、その結果発生する対策として、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定を行う必要が生じるなど、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者はサービス運用者を通して施設責任者へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。

(システム利用者意識の高揚)

第31条 システム利用者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓及び不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶媒体からの入力、電子メールの操作などについて、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第32条 サルビー見守りネットで取り扱う情報処理システムを保護するため、システム利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウイルス対策)

第33条 システム利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入等、セキュリティ対策をするものとする。また、その維持管理については、利用施設又はシステム利用者が責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第34条 施設責任者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、大容量フラッシュメモリ、印刷された用紙など）について、利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、協議会、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

第35条 システム利用者が取り扱う移動可能な機器（端末、モバイルシステム利用者端末など）については、各利用施設の責任において一元的に管理し、システム利用者に貸与又は配布したものについては、システム利用者が責任を持って管理するものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏洩や機器の破損等により、何らかの損害が発生しても、協議会、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第36条 サービス運用者は、サルビー見守りネットのサービス内容について、契約事業者と協議した

上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、サービス運用者は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(ユーザーID使用の一時停止)

第37条 サービス運用者は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合、又は緊急を要する場合は、当該システム利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。この場合、サービス運用者は、停止後できるだけ速やかに契約事業者に報告をしなければならない。

- 2 前項により当該システム利用者に損害が発生した場合、協議会、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。
- 3 サービス運用者は、第1項によりユーザーIDの使用を一時停止した場合は、協議会に報告するものとする。

(データバックアップ作業)

第38条 サルビー見守りネットのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において、定期的にデータのバックアップ作業を行う。

(計画メンテナンスに伴うサービス停止)

第38条の2 契約事業者はサービスの品質維持、ソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的のため、定期的に毎月計画メンテナンスを行うものとし、サルビー見守りネットの全て又は一部のサービスを停止することができるものとする。

- 2 契約事業者は前項の内容をあらかじめポータルサイトによりシステム利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第39条 サービス運用者は、次の各号のいずれかに該当する場合については、システム利用者に事前に通知することなく、一時的にサルビー見守りネットのサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
  - (4) その他運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的にサルビー見守りネットのサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。
  - 3 前2項によりシステム利用者に損害が発生した場合、協議会、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。
  - 4 サービス運用者は、第1項及び第2項の一時停止を行った場合は、協議会に報告するものとする。

(サービスの中止)

第40条 協議会は、システム利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、サルビー見守りネットのサービス提供を中止することができる。

#### (禁止行為)

第41条 システム利用者は、サルビー見守りネットの利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
  - (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
  - (3) 他のシステム利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
  - (4) 他のシステム利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
  - (5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
  - (6) 本規約及び法令に違反すること。
  - (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
  - (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
  - (9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用させること。
  - (10) サルビー見守りネットの運営を妨害すること。
  - (11) サルビー見守りネットを目的外に利用すること。
- 2 前項に掲げる禁止行為等を監視するため、サービス運用者はシステム利用者の同意を得ずに投稿内容を必要に応じ閲覧することができるものとする。
- 3 システム利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当した場合又は協議会がシステム利用者として不適当と判断した場合、サービス運用者は、当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、システム利用者としての資格を停止することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、サービス運用者がシステム利用者としての資格を停止できる。この場合、サービス運用者は、停止後速やかに契約事業者に報告をしなければならない。
- 5 システム利用者が、第1項各号のいずれかに該当することで協議会、サービス運用者又は契約事業者が損害を被った場合、システム利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

## 第五章 その他

#### (実験・開発目的での利用)

第42条 各種研究等において、サルビー見守りネットを利用する場合、当該研究等を行おうとする者は、協議会の承認を得るとともに、協議会が指示した利用条件を遵守しなければならない。

#### (規約の変更等)

第43条 協議会は、システム利用者の了承を得ることなく、本規約の変更並びに諸規程の制定及び改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合においてサービス運用者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合、サービス運用者は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

## 附 則

本規約は、平成31年3月25日から施行する。

## 附 則

本規約は、令和元年5月1日から施行する。

本規約は、令和3年3月1日から施行する。

(別紙1)

サルビー見守りネットサービスの機能

機能	項目	内容
①認証	システム利用者認証	I D、パスワードによるログイン
②療養者一覧	療養者一覧	療養者抽出(登録期間、登録職種毎、施設毎) メッセージ登録新着通知
		基本情報の登録 拡張情報の登録 担当者・担当グループの登録
③療養者検索	項目検索	電話番号、療養者氏名、性別、年齢
	療養者抽出	登録期間、登録職種毎、施設毎
④管理メニュー	マイプロファイル設定	利用者の登録情報の編集
	新規担当者の登録	システム利用者の新規追加
	担当者グループ管理	システム利用者のグループ設定
	削除文書管理	削除文書の復元と完全削除
⑤文書閲覧	療養者情報(基本・拡張)の表示	療養者基本情報、拡張情報、担当者
	登録記事一覧	時系列表示
	文書の編集・登録	フリー記事作成 訪問看護指示書 主治医意見書 文書印刷 画像・P D F のサムネイル表示 ファイル添付 D I C O M画像 J P E G変換
		記載日 記載担当者／グループ 文書タグ
		担当者の登録と変更 共有担当者の最終閲覧日時
		アクセス権設定
		投稿用メールアドレス設定
	閲覧情報の確認	共有担当者の最終閲覧日時
⑥メール投稿	医療関係者によるメール投稿	システム利用者がメールする場合
	投稿用メールアドレス設定	投稿用のメールアドレス設定

※上表における「療養者」：電子@連絡帳上での表示は「患者」

## サルビー見守りネット説明書・同意書

当機関（施設）は、在宅療養・介護をされている方の情報を共有することで、より質の高い療養・介護生活をしていただくことを目的に、サルビー見守りネットに参加しています。

以下の主旨を、よくご理解いただいた上で、ご同意ください。

### 1. ネットワークの目的

このネットワークは、プライバシー保護を厳重に図りながら、直接支援に関わる安城市及び近隣市における医療関係機関及び介護サービス事業者等の医療・介護・福祉サービス提供者間をネットワーク接続して療養者の情報を共有し、多職種連携することによって、より良い支援を提供するものです。

### 2. 個人情報の安全確保

このネットワークでは、あなたの個人情報を守る為に、次のような対策を講じています。

- (1) 医療機関・介護事業所等の参加機関において、あなたの同意をいただいた上でネットワークによる情報共有を開始します。
- (2) このネットワークは、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づいて、外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

### 3. ネットワークによる情報共有の取りやめ

このネットワークによる情報共有を取りやめたくなった場合には、いつでも中止する事ができます。

なお、申し出により情報共有を取りやめた場合又は転出・死亡した場合は、あなたの情報は削除されますが、サービス向上を目指すために、匿名（個人を特定できない状態）化した上で、統計データとして使用させていただきます。

### 4. その他

このネットワークでの情報共有による支援は、あなたの自由な意思によります。このネットワークについて地域包括支援センター等から説明を受け、目的、意義、安全性確保等に納得された方のみ情報共有による支援をさせていただいております。

もし、同意されなかった場合や途中で取りやめた場合でも、今後の診療や介護サービス等に何ら不利益を被ることはありません。

## ■ 同意欄

私は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」の主旨や内容を理解した上で、当ネットワークによる情報共有に同意します。

令和 年 月 日

本人ご署名：\_\_\_\_\_

※ご本人が、同意困難な場合は下記をご記入ください。

(ご本人名) : \_\_\_\_\_

(ご家族など署名) : \_\_\_\_\_

(続柄) : \_\_\_\_\_

-----以下は、説明者記入欄（関係機関使用欄）です。-----

## ■ 説明者の所属・氏名記載欄

所属\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

## ■ 主治医（かかりつけ医）への確認欄

主治医（かかりつけ医）に、本療養者をサルビー見守りネットを利用し支援することについて、確認しました。

【 確認した医療機関・主治医名 : ]

※□にチェックし、【】内に必要事項を記入してください。

※原則として、主治医（かかりつけ医）は、支援グループの構成員に加えるようにしてください。

※説明者は、本同意書を1部コピーして、ご本人様へお渡しください。

※同意書は、事務局まで提出してください。

## \* お問い合わせ先 \* (同意書提出先)

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会

事務局 安城市福祉部高齢福祉課地域支援係

電話：(0566) 71-2264 FAX：(0566) 74-6789

様式第1（第9条関係）

サルビー見守りネットの利用登録に係る誓約書（施設用）

令和 年 月 日

安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会会長

安城市医療・介護・福祉ネットワークにおいて、サルビー見守りネットの利用規約を遵守することを誓約します。

施設名	
施設所在地	〒
施設責任者 (代表者)	(※)
	(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
代表者 (施設責任者と異なる場合)	(※)
	(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先	電話番号：( ) — FAX番号：( ) —
備考	

※事務局記入欄

令和 年 月 日

受理印

受理印

様式第2（第9条関係）

サルビー見守りネットの利用に係る誓約書（システム利用者用）

令和 年 月 日

施設責任者 殿

安城市医療・介護・福祉ネットワークにおいて、サルビー見守りネットの利用規約を遵守することを誓約します。

施設名	
システム利用者名	(※)
	(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
備考	

※施設責任者記入欄

令和 年 月 日

受理印